

していしゅうろうけいぞくしえん がた じぎょうしょ
じゅうようじ こうせつめいしょ
指定就労継続支援B型事業所「こうづみ」重要事項説明書

とうじぎょうしょ りようしゃ しゅうろうけいぞくしえん がた ていきよう
当事業所では、利用者へ「就労継続支援B型」を提供します。

とうさーびすりりよう げんそく くんれんなどきゅうふなど しょうがいしやそうごうしえんほう じりつしえん
当サービスの利用は、原則として訓練等給付等の障害者総合支援法における自立支援
きゅうふ しきゅうけつい う かた たいしよう
給付の支給決定を受けた方が対象となります。

ほんじゅうようじこうせつめいしょ ぎょうどうじぎょうしょ さーびすりようけいやく ていかつ きぼう ほうたい しゃ
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社

かいふくしほうだい じょう もと とうじぎょうしょ がいよう ていきよう さーびす ないよう けいやくじょう ちゅうい
会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意

せつめい
いただきたいことを説明するものです。

もくじ
◇◆目次◆◇

さーびす ていきよう じぎょうしゃ	1. サービスを提供する事業者.....	2
りようじぎょうしょ	2. 利用事業所.....	2
さーびす かかわ せつびなど がいよう	3. サービスに係る設備等の概要.....	3
じゅうぎょうしゃ はいちじょうきょう	4. 従業者の配置状況.....	4
とうじぎょうしょ ていきよう さーびす りようりょうきん ふたんけいげん	5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減.....	5
りようしゃ きろく じょうほう かんり かいじ	6. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	9
ぎやくたいばうしたいさく	7. 虐待防止対策.....	9
くじょう うけつけ	8. 苦情の受付について.....	10

しゃかいふくしほうじん おたるよつばがくえん
社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

こ う づ み

とうじぎょうしょ していしゅうろうけいぞくしえんびーがた してい う
当事業所は、指定就労継続支援B型の指定を受けています。

しゅうろうけいぞくしえんびーがた してい だい
就労継続支援B型(指定 第0112500392)

さーびす ていきょう じぎょうしゃ

1. サービスを提供する事業者

めいしょ 名 称	しゃかいふくしほうじん おたるよつばがくえん 社会福祉法人 小樽四ツ葉学園
しょざいち 所在地	ほつかいどうおたるしさくら ちょうめ ばんごう 北海道小樽市桜 3丁目10番1号
でんわばんごう 電話番号	0134-54-7404
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りじちょう かせ の きいちろう 理事長 紺野 喜一郎
ほうじん せつりつねんげつ 法人の設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和37年 4月 5日

りようじぎょうしょ

2. 利用事業所

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	へいせい ねん がつ にちしてい ほつかいどう ごう 平成23年 9月 29日指定 北海道0112500392号
じぎょうしょ めいしょ 事業所の名称	していしゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ 指定就労継続支援B型事業所 こうづみ
おもたいしょしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしや 知的障害者
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	ほつかいどうよ いちぐん よ いちらうさわまち ちょうめ ばんち 北海道余市郡余市町沢町3丁目29番地
れんらくさき と連絡先	でんわ 電話:0135-21-3010 ふあつくす FAX :0135-21-3011
しせつちょう かんりしや [施設長(管理者)]	まつ い しん ご 松井 真吾
さーびすかんりせきにんしや [サービス管理責任者]	なか や しん いち 中谷 進一
じぎょう もくときおよ うんえいえい 事業の目的及び運営	りようしや じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、
ほうしん の方針	つうじょう じぎょうしょ こよう こんなん りようしや たい しゅうろう きかい てい 通常の事業所に雇用されることが困難な利用者に対して就労の機会を提 きよう せいさんかつどう た かつどう きかい ていきよう つう ちしきおよ 供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び のうりょく こうじょう ひつよう くんれん た べんぎ てきせつ こうかてき おこな 能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

じぎょうしょ かいせつねんがっぴ 事業所の開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成23年10月 1日
てい 定 員	にん 20人
えいぎょうび 営業日	げつようび どようび 月曜日から土曜日
えいぎょうじかん 営業時間	げつようひ きんようび じ ぶん じ ぶん どようび じ ぶん じ 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分・土曜日 8時30分～13時
ていきょうじかん サービス提供時間	げつようひ きんようび じ じ どようび じ じ 月曜日～金曜日 9時～16時・土曜日 9時～13時
きゅうぎょうび 休業日	にちようび こくみん しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ か 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日) た じぎょうしゃ ひつよう みと ひ その他、事業者が必要と認めた日
じっしちいき 実施地域	よいちちょうおよ おたるし に きちょう ふるびらちょう あかいかわむら 余市町及び小樽市、仁木町、古平町、赤井川村とします

さーびす かかせつびとう がいよう

3. サービスに係る設備等の概要

しせつ せつび がいよう

(1) 施設・設備の概要

しゅうろうけいぞく しえん がた じぎょうしょ

就労継続支援B型事業所

しせつ せつび しゅるい 施設・設備の種類	しゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょうしょ 就労継続支援 B 型事業所	び こう 備 考
くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室	にかしょ 二ヶ所	こうしゅうよくじょうおよ のうじょう 公衆浴場 及び農場
せんめんじょ べんじょ 洗面所、便所	せんめんじょいち かしょ べんじょに かしょ 洗面所一ヶ所・便所二ヶ所	
そうだんしつ 相談室	いちかしょ 一ヶ所	
しょうか たさいがいたいおう 消火その他災害対応	ひじょうかさいつつぼうそうち 非常火災通報装置	しょうかきせつび 消火器設備
た せつびなど (その他の設備等)		

とうじぎょうしょ じょうき しせつ せつび りよう

*当事業所では、上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める

きじゅん しゅうろうけいぞくしえんびーがた ていきょう せつち ぎむ しせつ せつび
基準により、「就労継続支援 B 型」の提供において設置が義務づけられている施設・設備です。

りよう りようしゃ とくべつ ふたん ひよう
利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

しせつ せつび りようじょう ちゅういじこう (2)施設・設備ご利用上の注意事項

とうじぎょうしょ せつび りよう いか てん ちゅうい
当事業所において、設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

きよしつ せつби きぐ りよう 居室・設備・器具の利用	しせつない きよしつせつби きぐ ほんらい ようほう した가 りよう 施設内の居室設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。こ れに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことが あります。
きつえん 喫煙	きつえん き ばしょ ねが きつえん こーなー いがい 喫煙は決められた場所でお願いします。喫煙コーナー以外は、 ぜんかんきんえん 全館禁煙です。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきにん かんり いただ 貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。 じこ かんり りようしゃ かた そうだんくだ 自己管理のできない利用者の方につきましては、ご相談下さい。
しゅうきょうかつどうせいせいじかつどう 宗教活動・政治活動 えいりきかつどう ・営利活動	りようしゃ しそう しんきょう じゅう た りようしゃ たい しゅうきょうかつどう 利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、 せいじかつどう えいりきかつどう えんりょ 政治活動および営利活動はご遠慮ください。

じゅうぎょうしや はいちじょうきょう

4. 従業者の配置状況

じゅうぎょうしやはいはいちて こうせいろうどうしよう さだ していきじゅん じゅんしゅ
従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

とうじぎょうしょ りようしゃ たい しゅうろうけいぞくしえん びーがた ていきよう もの かき しょくしゅ じゅう
当事業所では、利用者に対して「就労継続支援B型」を提供する者として、下記の職種の従

ぎょうしゃ はいち
業者を配置しています。

おも じゅうぎょうしや はいちじょうきょう

《主な従業者の配置状況》

しょく 職 種	じん 人 員	きん む じ かん 勤務時間
しせつちゅう かんりしや 1.施設長(管理者)	めい 1名	ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から午後5時30分
さー びす かんりせきにんしや 2.サービス管理責任者	めい 1名	ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から午後5時30分
せいかつしえんいん 3.生活支援員	めい 3名	ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から午後5時30分
しょくぎょうしどういん 4.職業指導員	めい 1名	ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から午後5時30分

とうじぎょうしょ ていきよう さーびす りようりょうきん ふたんけいげん けいやくしょだい じょう だい じょうさんしょう
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書 第4条、第5条参照）

とうじぎょうしょ りようしや たい くんれんとうきゅうふひ きゅうふ いか さーびす ていきよう
当事業所では、利用者に対して訓練等給付費から給付される以下のサービスを提供します。

とうじぎょうしょ ていきよう さーびす りようりょうきん
(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

じページ ひょうじ さーびす さーびすりようりょうきんぜんたい わり かいごきゅうふひなど きゅうふたいしょ
次頁に表示のサービスについては、サービス利用料金全体のうち9割が介護給付費等の給付対象

じぎょうしや かいごきゅうふひどう きゅうふ しちょうそん ちよくせつう と だいりじゅりょう ばあい りようしや
となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者は、

りようしゃふたんぶん さーびすりようりょうきんぜんたい わり がく じぎょうしや しはら ていりつふたん
利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担

りようしゃふたんがく
または利用者負担額といいます)。

さーびす がいよう
《サービスの概要》

さーびす こべつしょんけいかく もと おこな こべつしょんけいかく りようしや
すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の

じりつせいかつ しょん かだい かいかつ もくべき ほんじぎょうしょ さーびすかんりせきにんしや さくせい
自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、

さーびすたんどうしゃかいぎ かくにん あと りようしや どうい
サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

こべつしょんけいかく うつ りようしや こうふ
なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

かいご てきせつ ぎじゅつ りようしや しんしん じょうきょう おう じ りつしょん にちじょうせいかつ
i 「介護」——適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活の

じゅうじつ かいごとう て い きょう
充実のための介護等を提供します。

しょくじ
ii 「食事のあっせん」

りようしや きぼう べんとう
…利用者の希望により、弁当をあっせんいたします。1食370円です。

とうじぎょうしょ しょくじじかん つぎ ちゅうしょく[きゅうけいふくむ]
当事業所の食事時間は次のとおりです。昼食[休憩含](12:00~13:00)

けんこうかんり
iii 「健康管理」

つけ りようしや けんこうじょうきょう ちゅうい きょうりょくいりょうきかん つう けんこうほじ てきせつ
…常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な

しえん おこな
支援を行います。

ふくやくかんり とうじぎょうしょ かんごしょくいん そうだん うえ おこな
服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。

しょくたく いし しんさつ ちりょう
 ○(嘱託)医師による診察・治療

びょういんめい ないかいいん
 病院名:わたなべ内科医院

しんりょうか ないか
 診療科:内科

しんさつび まいつきだい もく ようび
 診察日:毎月 第三木曜日

りようしや せんもん いしなど しんだん ちりょう よう
 *利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療

きかん じゅしん ちりょう しんさつひ そうげい かかわ ひよう いち
 機関において受診・治療をうけることができます。(診察費ならびに送迎に係る費用を、一

ぶ ふたん ぱあい
 部ご負担いただく場合がございます。)

きょうりょくいりょうきかん
 協力医療機関

いりょうきかん 医療機関	しょざいち 所在地	しんさつか 診察科
ないかいいん わたなべ内科医院	よいちちょうおおかわちょう ちょうめ ばんち 余市町大川町6丁目12番地	ないか 内科
あらきしか 荒木歯科	よいちちょうくろかわちょうちょうめ ばんち 余市町黒川町2丁目207番地	しか しかきょうせい 歯科、歯科矯正
はやしひょういん 林病院	よいちちょうやまたまち ばんち 余市町山田町50番地	せいしんか しんけいか 精神科、神経科、
よいちきょうかいびょういん 余市協会病院	よいちちょうくろかわちょう ちょうめ ばんごう 余市町黒川町19丁目1番1号	ないか げか 内科、外科、 せいけいげか 整形外科

りようしや びょうじょうきゅうへんなど きんきゅうじ すみ いりょうきかん れんらくなど おこな
 *利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

そだんおよ えんじょ
 iv「相談及び援助」

つね りょうしゃ しんしん じょうきょう せいかつかんきょうなど てきかく はあく つと
 ...常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。

りようしや かぞく たい てきせつ そだんたいおう じょげん えんじょなど おこな つね れんけい
 また、利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。

せいさんかつどう じっし しゅうろう もくべき くんれん しどうなど
 v「生産活動の実施、就労を目的とした訓練・指導等」

とうじぎょうしょない しゅうろう せいさんかつどう きかい ていきょう しゅうろう いこう む
 ...当事業所内において、就労や生産活動の機会を提供とともに、就労への移行に向

しえん おこな せいさんかつどうなど ないよう いか
 けた支援を行います。生産活動等の内容は以下のとおりです。

こうしゅうよくじょう せいそうおよ ねんりょうようもくざい じゅんび
①公衆浴場の清掃及び燃料用木材の準備………(9:00～16:00)

のうぎょう のうさんぶつ せいさん
②農業(農産物の生産) ………(9:00～16:00)

こうちん しほらい
<工賃の支払>

じょうきせいさんかつどうけ じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ さ ひ がく そうとう きんがく こうちん せいさん
上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産

かつどう じゅうじ りょうしゃ しほら
活動に従事している利用者に支払います。

さーびすりようりょうきん にち
<サービス利用料金(1日あたり)>

かき りょうきんひょう さーびすりようりょうきん かいごきゅうふひなど きゅうふがく ぜんたいがく わり のぞ きん
下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金

がく ぜんたいがく わり りょうしゃ ふたん しょくひ こうねつすいひ ごうけい きんがく りょうしゃ しほら
額(全体額の1割=利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。

べつと ふたんけいげんそち
(別途、負担軽減措置があります。)

ひょうじゅんりよう ばあい えん にち えん わり えん
標準利用の場合 5,900円×22日=12,980円 一割 1,298円となります。

ふたん きんがく しちょうそん はつこう しょうがいふくしさー びすじゅきゅうしゃしよう きさい きんがく
*ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額

はんないい がく
の範囲内の額といたします。

さーびすりようとけ きやんせる ばあい しょくひ
[サービス利用を取り消し(キャンセル)した場合の食費について] (契約書第15条)

りょうしゃ さーびすりようとけ きやんせる ばあい りょうよていび じ とうじぎょうしょ
*利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の8時までに当事業所までお

もうで
申し出ください。

さーびすりようび ごぜん じ もうしで ばあい きやんせるりょう ばあい
*なお、サービス利用日の午前8時までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

しょくじきやんせるりょう 食事キャンセル料	しょく 1食あたり	えん 370円
--------------------------	--------------	------------

りょうしゃふたん けいげん
<利用者負担の軽減について>

りょうしゃふたん かん げつがくじょうげん
[利用者負担に関する月額上限]

かげつ さーびすりよう ていりつふたん しょとく せたい しゅうにゅうじょうきょう おう かひょう
○ 1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとお

げつがくふたんじょうげんがく せつてい へいせい ねんがつ ていしょとく りょうしゃふたん むりょう りょう
りの月額負担上限額が設定され(平成22年4月より低所得1、2の利用者負担が無料)、利用され

さーびすりょう
たサービス量にかかるわらず、それ以上の負担は必要ありません

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	かげつ ふたんじょうげんがく 1ヵ月あたりの負担上限額
せいかつほご 生活保護	せいかつほ ごじゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	
ていしょとく 低所得1	しちょうそんみんぜいひかぜいせたい さーびす 市町村民税非課税世帯で、サービスを りよう ほんにん しゅうにゅう まんえん いか 利用するご本人の収入が 80万円以下 かた の方	
ていしょとく 低所得2	しちょうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯 れい にんせたい しょうがいきそねんきん きゅうじゅきゅう 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の ばあい おおむ まんえん いか しゅうにゅう 場合、概ね300万円以下の収入 れい たんしん せたい しょうがいきそねんきん いがい 例)単身世帯で障害基礎年金以外の しゅうにゅう おおむ まんえん いか しゅうにゅう 収入が概ね125万円以下の収入	えん 0円
いっぽん 一般1	しちょうそんみんぜいかぜいせたい しょどくわり まんえんみまん 市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)	えん 9,300円
いっぽん 一般2	しちょうそんみんぜいかぜいせたい 市町村民税課税世帯	えん 37,200円

(2) 利用料金・費用のお支払い方法

ぜんき りょうきん ひよう かけつ けいさん せいきゅう よくげつまつじつ いか
前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のい

ほほう しら くだ
ずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 本事業所窓口での現金支払

イ. 下記指定口座いずれかへの振り込み

ほつかいどうしんようきんこ よいちしてん ふつうよきん
・北海道信用金庫 余市支店 普通預金 1011260

●口座名義

しゃかいふくしほうじん おたるよつばがくえん
社会福祉法人 小樽四ツ葉学園 こうすみ

えんちょう まつい しんご
園長 松井 真吾

りょうしや きろく じょうほう かんり かいじ けいやくしょだい じょうだい こうさんしょう
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第7条第6項参照)

じぎょうしや かんけいほうれい もと りょうしや きろく じょうほう てきせつ かんり りょうしや もと おう
事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて
ないよう かいじ かいじ さい ひつよう ふくしやりょう しょひよう りょうしや ふたん
その内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

ほんじぎょうしよ きろく こうもく つぎ
*本事業所における記録の項目は次のとおりです。

こべつしえんけいかく
(1) 個別支援計画

さーびすていきよう ぐたいてき ないよう
(2) サービス提供の具体的な内容

りょうしや しょうがい じょうたい きゅうふなど じゅきゅうじょうきょう こうせいろうどうしょうれい ぎむづ
(3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けら

しちょうそん つうちじこう
れた市町村への通知事項

え しんたいこうそくなど おこな ばあい じょうきょう きんきゅう え りゆう
(4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など

りょうしや くじょう ないよう
(5) 利用者からの苦情の内容

じこ じょうきょうおよ じこ さい たいおう
(6) 事故の状況及び事故に際しての対応

ほぞんきかん さーびすていきようかんりよう び ねんかん
◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

えつらん ふくしゃ まどぐちぎょうむじかん ごぜん ごご
◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。

まどぐち りょう じぎょうしょ
(窓口は、それぞれ利用されている事業所となります。)

ぎやくたいぼうしたいさく
7. 虐待防止対策

ぎやくたい ぼうし つぎ そち こう
虐待を防止するため、次の措置を講じます。

けんしゅう きかい
(1) 研修の機会

けんしゅう つう しょくいん じんけん いしき こうよう ちしき ぎじゅつ こうじょう つと
研修を通じ、職員の人権意識の高揚、知識や技術の向上に努めます。

しえん じっし
(2) 支援の実施

こべつさーびすぶろぐらむ さくせい てきせつ しえん じっし
個別サービスプログラムの作成など適切な支援を実施します。

たいせい かんきょう
(3) 体制・環境

しょくいん しえん あ なや くろう そうだん たいせい ととの しょくいん りょうしや
職員が支援に当たっての悩みや苦労などを相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の

けんりようご とく かんきょう せいび こう
権利擁護に取り組める環境の整備を講じます。

くじょう うけつけ けいやくしょだい じょうさんしよう
8. 苦情の受付について（契約書第16条参照）

とうじぎょうしょ くじょう うけつけ
(1) 当事業所における苦情の受付

とうじぎょうしょ くじょう そうだん かき たんとうしゃ うつ
当事業所における苦情やご相談は下記の担当者が受け付けます。

くじょううけつけまどぐち たんとうしゃ せいかつしんいん くどう たかのり おいかわ ゆか たかはし りな
○苦情受付窓口(担当者) 生活支援員 工藤 孝典、及川 由香、高橋 里奈

うけつけじかん まいしゅうげつようび きんようび
○受付時間 毎週月曜日から金曜日 9:00~16:00

でんわばんごう 0135-22-5515 ふあつくす 0135-22-6424
電話番号 FAX 0135-22-6424

くじょうかいけつせきにんしや りじちょう かせの きいちろう
○苦情解決責任者 理事長 紺野 喜一郎

だいさんしゃいいん
○第三者委員

ふくはら しょうじ 0134-54-5975
福原 正二

せきぐち まさお 0134-24-4731
関口 正雄

きたじま きょうこ 0134-25-9552
北嶋 恭子

ぎょうせいきかん た くじょううけつけきかん
(2) 行政機関その他の苦情受付機関

かくしちょうそん たんとうか 各市町村 担当課	
ほつかいどう ふくし さーびす うんえい てきせいか 北海道 福祉サービス運営適正化 いいんかい 委員会	さっぽろしちゅうおうきた じょうにしちょうめ 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2, 7 せんようでんわ 専用電話 011-204-6310

しゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょう かん さーひす ていきょうおよ りよう かいし さい ほんしょめん もと
就労継続支援B型事業に関するサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づ
き重要事項の説明を行いました。

じぎょうしょめい
事業所名 こうずみ

せつめいしゃしょくめい さーひすかんりせきにんしゃ しめい
説明者職名 サービス管理責任者 氏名 いん
印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う しゅうろうけいぞくしえん びーがたじぎょう
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、就労継続支援B型事業に
かん さーひす ていきょうおよ りよう かいし どうい
関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

りょうしやじゅうしょ
利用者住所

し めい
氏 名 いん
印

だいりにん ほごしやじゅうしょ
代理人・保護者住所

し めい
氏 名 いん
印